

女性活躍推進法ならびに次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

2022.06.01

当社は、社員がその能力を発揮し、雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定しました。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

目標1：雇用環境の整備に関する事項

- ・男性の育児休業取得を促進するための措置の実施。

<取組み内容・実施時期>

2022年10月～

- ・男性の4週間の（出生時）育児休業取得奨励。
- ・1年に1回 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の定例会議での説明周知。
- ・労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

目標2：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備。

- ・年次有給休暇取得促進のための措置の実施。

<取組み内容・実施時期>

2022年10月～

- ・年5日の取得奨励日を設定する。

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

目標：月平均残業時間を15時間以内とする。

<取組み内容・実施時期>

2022年10月～

- ・年に1度、各開発部ごとの残業時間データを管理監督者に周知し、残業時間削減の指標とする。

以上